

第72回労働施設検討会議 議事概要

1 日 時 令和7年12月22日（月） 午後7時00分～午後9時05分

2 場 所 西成区役所 4階 4-5・7会議室

3 出席者

（有識者4名）

福原大阪市立大学名誉教授

寺川近畿大学建築学部准教授

白波瀬関西学院大学人間福祉学部教授

垣田大阪公立大学大学院生活科学研究科教授

（行政機関18名）

大阪労働局 中川会計課長補佐、大島職業対策課長補佐 ほか2名

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 橋本参事 ほか5名

西成区役所 式地総合企画課長 ほか7名

（地域メンバー17名）

村井西成区商店街連盟会長・萩之茶屋第1町会長

管萩之茶屋第10町会長

山田大阪府簡易宿所生活衛生同業組合相談役

山田大阪国際ゲストハウス地域創出委員会委員長

牧萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社代表社員（代理）

山田 NPO 法人サポータィブハウス連絡協議会代表理事

小林公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

森下釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表

吉岡釜ヶ崎反失業連絡会共同代表（代理）

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

泊全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会分会長

梅澤釜ヶ崎地域合同労働組合執行委員長（代理）

水野日本寄せ場学会運営委員

ありむら釜ヶ崎のまち再生フォーラム渉外担当

小林住まいとくらし SOS おおさか実行委員共同代表

穴沢福祉支援者の集まり運営代表

4 議 題

- ・新労働施設の機能、面積の見直し及び共用施設の管理方法に係る検討状況について

5 議事

（→：ご意見等、有：有識者、国：大阪労働局、府：大阪府、セ：西成労働福祉センター）

有 11月の第71回労働施設検討会議では、新労働施設の面積の見直し及び共用施設の管理方法に関するた

き台を説明させていただき、オープンスペース待合（寄り場）等の面積見直しや、共用施設の管理方法などについて、委員の皆様からたくさんのご意見をいただいたところです。

ただ、少し残ったところがありますので、本日の会議においても前回に引き続き、皆様から意見をいただきたいと考えております。

また、ワンストップ相談窓口など、施設の運用については、次回以降の労働施設検討会議でご意見をいただきたいと考えております。それでは早速ですが、本題に入ります。

次第の議題では、先ほども言った話と同じような文言が記載されています。新労働施設の機能、面積の見直し及び共用施設の管理方法に係る検討状況についてということで、今回は非常にたくさんのご意見をいただきました。

今日は時間をいつもよりも余分にいただいて、丁寧に説明をさせていただきたいと思っています。

資料の最後の方に付けている、第71回労働施設検討会議 議事要旨（案）を出していただきまして、2ページのところから見ていただきたいと思います。ここには四角で囲ったところがありますが、これが皆様からいただいた意見です。間にこちらから回答したような話を差し込みながら、この議事要旨案を作成しました。順番に見ていきます。

まず資料 1-1 に関して、これは新労働施設（オープンスペース待合）の機能・面積についてのたたき台ということで示しています。

地域委員との個別懇談の内容についての説明ですが、令和3年の基本設計時に1,400平米あったオープンスペース待合については、令和7年時点での検討たたき台として、840平米ぐらいと考えている。840平米の算出根拠は、基本計画のときに1,400平米を算出した際と同じやり方で、改めて面積の算定したものです。そういう意味では前回と基本、同じ扱いだということですね。

これについて、地域の委員の皆様からいただいた主な意見ということで、施設面積の見直しということで囲みのところ。たたき台資料にある寄り場面積を算出するにあたって、コロナ禍などの影響で求人求職活動が大きく制限を受けたことしか説明がなかったが、旧あいりん労働センターの閉鎖や、仮移転施設の駐車場が相対求人を行ううえで使い勝手が悪いことも求人が減った要因ではないかといったご意見をいただきました。

このご意見に対して、西成労働福祉センターから、旧センターが閉鎖し駐車場から路上へ求人が分散した側面は確かにありますが、コロナ禍以外にもSNSでの求人の増加等の影響により少しずつ求人は減少してきた。1日平均求人数が1,000人で下げ止まりと考えていた所ですが、コロナ禍で更に急激に減ったという現状があるとご説明いただきました。

また、旧センターの周辺に囲い込みの形で労働者を雇っている業者が出てきていることによって、西成労働福祉センターに求人を出す業者が減っている現実もあるというふうにお答えしました。

それを踏まえて、皆様から4つのご意見をいただきました。

一つは、現状分析による減少した日雇求人数を基準にして面積を決めると、将来的に労働者が集まってきた場合に困るのではないかと。50年後にも対応できる労働施設すべきだと思いう意見いただきました。

二つ目に、寄り場840平米を1階に集約して配置することは、基本設計時の1階寄り場面積より広がるので良いと思うが、基本設計では約1,400平米で計画していた寄り場を840平米にした際、残りの面積はどのように活用するのかという質問をいただきました。

三つ目、共用会議室の面積が0になっているが作らないのか。という質問をいただきました。

最後に四つ目ですが、2階に割り当てられていた545平米の待合スペースを1階に集約した場合にも、2階の待合をどうするのかということで質問をいただきました。

寄り場の必要面積については、後ほど大阪労働局からご説明いただく予定ですのでご了解いただきたいと思います。

3 ページ目に行きますが、求人求職活動のことについても意見をいただきました。

SNS 求人の増加や、事業者による日雇労働者の囲い込みも求人数の減少理由ということだが、労働者の権利が守られるためには、求職者と求人事業者を寄り場に集めて求人させる必要があるのではないのか。SNS 求人が増えて対面の求人が減っているということは、昔のように労働者への説明が不十分な求人のやり方に戻ってしまっていると思う。そうした問題を解決できるよう西成労働福祉センターには、より頑張ってもらわなければいけないという意見をいただきました。

もう一つ、仮移転施設になって以降、あいりん地域に集まるべき求人が散ってしまっていると思うという意見もいただきました。

これに対して、私の方からは、新労働施設では SNS での求人やスキマバイトなど、今後増えていくであろう労働を巡るトラブルに対して、西成労働福祉センターを中心とした相談体制を設け、そうした問題に関する情報提供についても事業者、労働者双方に行っていくべきだと認識していますとお答えしたところです。

それから私としても新労働施設において、労働者や求人事業者から必要とされる集いやすい寄り場を作りたいと考えています。相対求人であろうが、SNS での求人であろうが、労働条件の説明が不十分になることはあってはならないと私も考えています。違法な求人事業者に対してきちんと指導していく必要があります、これは指導権限を持つ国において、しっかり対応いただくべき課題です。

また、西成労働福祉センターには、これまでと同様にセンターへの登録を呼びかけていただくとともに、労働者が安心して相談ができるよう、様々な工夫を凝らしながら進めていただきたいと思います。さらに、このような課題に対応する機能を、オープンスペース待合を活用して実現を図ることができればと思います。単に仕事の紹介という機能だけでなく、昼間はそれほど使われていないので、周知するいろんな取組みを進めていく必要があるだろうということです。

このように、多くの労働者が新しい施設に来ていただけるような取組みをしようと考えているところです。

それから次のところ、日雇労働者の居場所や施設利用についてご意見をいただきました。

一つ目として、日雇労働者の居場所は、北側施設で全て賄うという認識なのかというご質問でした。

これに対しては、北側施設だけでなく、南側の新労働施設も居場所になり得るので、新労働施設周辺の領域を含め、憩えるような場所を作るということも考えているとお答えしました。

それからもう一つ、西成労働福祉センターに求人を通さない労働者も活用できる新労働施設を考えないといけないというご意見。

それからもう一つ、日雇労働者が憩える場であるとともに、仕事から帰ってきた労働者が手足を洗ったり、洗濯することでできた旧センターと同じような建物に建て直すことはできないのかというご意見もいただきました。

私の方からこれに対して、特に後半については、制度上の問題があってそうした福利厚生機能を入れることができないというようになっていて、ある種、我々の手が届かないところで制度が決まっているということで、我々にとっても残念なことだなと思っています。そこで、生活領域の支援として、居住場所を支援する形でしか解決できないのではないかとお話をさせていただきました。

もう1つ、北側施設と南側施設の間のエリアに設ける共有スペースを活用するなどし、西成労働福祉センターを利用していない労働者にも、集まってもらえるような空間を作ることはできないのかと考えています。南側施設の共有スペースに自由に入っただけのわけですけども、そこで来ていただいた方にもしっかりこのセンターの機能、使い勝手の良さっていうようなものを周知する努力も我々としては求められ

ていると考えています。また、今話したような、労働者の誰もが利用しやすい空間を目指すのが基本であると思っています。

そのため、1階の寄り場スペースを活用した労働セミナーやイベントの開催なども含め、従来になかった寄り場の空間を新たに構想していくことが必要だろうと思っています。これについては、今後、労働施設検討会議の場で皆様と共に議論を深めていきたいと思っています。これについては今後の労働施設検討会議の場で、しっかりその議論を止めていきたい皆様たちとともに議論を深めていきたいというふうに思っています。

続いて、4ページに移りますが、資料1-2 共用施設の管理方法について（たたき台）について、有識者から検討内容を説明したところです。

まず施設については、土日における日雇労働者の居場所機能は、福利・にぎわい機能を担う北側施設で設置を予定しているということです。

それから駐車場の管理について説明したいと思いますが、駐車場の管理については、駐車場利用時間は建物開所時間内とする。それから、ロボットゲート等で入出庫を管理すると。施設開所時間外の施設内立ち入りは禁止するというふうにさせていただこうと思っています。

駐車場の利用というところですけども、原則として駐車料金は有料とさせていただきますが、料金は周辺と同じ扱いということです。

ただし、求人求職スペースとして利用する求人事業者については、午前5時から午前8時の間の駐車料金を無料とすると。西成労働福祉センターに求人を出している事業者のみということですけども。施設利用者には、例えば一時間無料にするなど、減免の取り扱いをしていこうというふうに説明させていただきました。

続いて駐輪場についてですが、利用時間は建物開所時間内とする。利用料金はもちろん無料です。

駐車場に繋がる通路を限定し、チェーンポール等を設置するなど、施設閉所後に通路を施錠するという形で管理をきちんとしていきたいと思っています。

次に、1階玄関前のオープンスペース待合についてですが、求人求職の利用に供するため、利用時間は建物開所時間内とする。また犯罪行為の防止の観点から施設敷地周囲にネットフェンス等、敷地外からの侵入を防止するため通路にチェーンポール等を設置するというふうにご説明させていただきました。

トイレについては、屋外トイレと屋内トイレをそれぞれ設置しています。

また、屋外トイレは個室を1室設置する。求人求職者の利用に供するため、屋外トイレ利用時間を建物開所時間内とするが外から施錠しない。トイレ本来の使用以外での利用が発見された場合には、運用を見直していく必要があると考えます。

こういった内容について地域の委員の皆様から意見をいただきました。

施設管理については、あいりん地域で繰り返されてきた管理する側と、そこで寝ざるを得ない人とのぶつかり合いであり、この見直し案については管理者側の発想に偏ってしまっていると思う。慎重にしっかり議論した上で、管理の仕方を考えるべきという意見をいただきました。

これについて私からはですね、管理については、今すぐに結論を出す必要はないので、これからこの場で議論を進めていくべきものだと考えています。

5ページにいきます。引き続いていただいた意見ですが、新労働施設の管理たたき台では、日曜日が閉所となっている。現在のあいりん職安の待機場所は日曜日でも空いており、多くの野宿生活者が休憩場所として利用しているため、日曜日の居場所は確保してほしいというご意見をいただきました。

私からは、北側施設に「おっちゃんの居場所」が予定されているものの、オープンな形で過ごせる場所がもう一つ必要かもしれないので、検討していく必要があると思うとお答えしました。

また別の方からは、夜間求人などは、旧センターではシャッターが閉まってもその前に車を停めて求人が

できていたが、新しい施設では路上駐車に対応することになるのかというご質問です。

これについては大阪府から、駐車場管理は求人求職の場として本来使える人が使えなくなってしまうことが重要であるため、求人求職以外の人がそこに入ってしまわないよう実態を見ながら引き続き議論していくとお答えしました。

これに関して、さらに質問をいただいたわけですが、日曜日は岡山などから飯場の求人が来ているが、仮移転施設の駐車場が閉まっているため、路上求人の状態になってしまっている。路上求人を無くすため、全国から釜ヶ崎にくる求人業者に対し、利便性の向上を図るべきだと思うというご意見をいただきました。

これについてはこちらから、夕方・深夜・日曜日の求人者や求人車両について、駐車場に車両を止められるような空間を作ることを一つの案として検討していく必要があると回答しました。

次のご意見として、旧センターでは、シャッターを開ける際に亡くなっている労働者を発見するという現実があった。この地域の野宿生活者を見守っているのは、地域の団体や関係者。管理することを優先させるのではなく、地域全体で守っていくという意識を持たないといけない。というご批判、ご指摘をいただきました。

これに対して私からは、各行政機関の連携や地域団体からの協力を得ながら、地域全体で取り組むことが望ましいと思っています。具体的な形をどのように構築するのかについては、来年度に課題解決のための議論を進めていきたいと思っています。

また、野宿状態の方々の扱いなど、難しい課題についてはエリアマネジメント協議会における就労福祉専門部会できちんと議論していきたいと思っている。その際には労働施設検討会議との合同開催の可能性についても検討していきたいと思います。

もちろんこういった取り組みを今後検討していくということが前提ですが、そもそも野宿生活にならないようにしていくということも一方で取り組む必要があると。これは非常に大事だと思っています。

従って、地域全体で取り組んでいくために、前回会議では就労福祉専門部会で引き継いで検討いただくよう、部会の事務局である西成区にご了承いただいたところです。西成区におかれましては、大阪市福祉局も含めて検討をしていただきますようお願いをしておきます。

そのうえで、地域の課題も解決しながら、誰もが利用しやすい施設になるような管理運営の方法を考えていきたいと思っています。

5 ページの一番下のところ、資料 2 に入りたいと思います。ここは新労働施設の整備に関する地域の意見についてということで資料をお配りしましたが、9 月並びに 10 月に個別の懇談会を行ったわけですが、その意見を紹介したいと思います。

施設建設議論の方向性に関する意見ということで、二ついただきました。

一つは、社会変化はあるものの、野宿生活者や生活困窮者などが再び増加する可能性があるということ。

もう一つは、議論の焦点が施設の場所や大きさといったものに偏っているという意見をいただきました。

さらに次のページですが、施設に入居する国・府・市・区などの各機関が労働、福祉、住まいを横断的に支える、一元的な運営（ワンストップ）の必要性をきちんと考えるべきだというご意見を前回紹介させていただきました。

また、施設の機能と運営設計に関する意見ということで振り返ってきたいと思います。

インテーク窓口機能が施設の肝であり、丁寧な相談と伴走支援が必要とされる。それから生活困窮者の多さを踏まえ、就労困難者の伴走支援を軸に、福祉、就労、住まいの相談を一体的に行うという話ですね。

二つ目は、働く場と交流の場を兼ね備えたスペースや就労体験場所、資材庫やストックヤードの具体的な機能を含めたイメージを図っていくべきだということです。

そして、施設内部の機能連携だけでなく、地域全体でどう接続していくのかということも考えることが重要であり、対面型の重要性と同時に、デジタル技術の活用についても検討する必要があるだろうということを説明しました。

次にスペース利用と管理運営に関する意見ということで、屋外のオープンスペース待合や軒下駐車場の利用について、野宿状態の人が寄れる場所にするべきという意見と、その場に定着してしまうと管理運営できなくなるという意見が出ていました。少し違った意見で調整が非常に難しいなというふうに思っています。

あと、北側の施設との連携ということで、民間事業者の参入を前提とした北側施設においても、地域特性に根ざした事業者選定ができるよう、ガイドラインを作成した方がいいのではないかとということで、直接労働施設に関係していないですけども大事な視点なので、ここに挙げさせていただいたところです。

資料4の方に行かせていただきたいと思います。

新労働施設の今後の方向性について、たたき台を示させていただきました。それは大阪府からご説明いただいたところです。

これについて、新労働施設が目指す姿ということでご説明をしたところです。

これまで建物の規模や部屋の配置など、物理的な側面に関する議論は活発にされてきましたが、「今後の方向性について、一体どういうものを目指していくのか」ということをたたき台として提示させていただいた。

ポイントとしては、日雇労働者の就労や、生活課題の解決を図るためのセーフティネットの機能は当然ベースとしてあると思う。それに加え、あいりん地域での近年の状況の変化として、生活困窮者の方々が増えているという状況もあり、先日の横串会議でもありましたが、この地域に外国人の居住者も増えている。これからは、日雇労働の方々の支援だけではなく、多面的な支援も目指していかないといけない施設になっていくと考えている。

これらの状況変化に対応する考え方としては、「日雇労働者を安定就業に繋げるための取り組み」、「生活困窮者の安定就業」、「外国人の安定就業」という形で、三つの柱で考えたいと思っている。

そういったことで西成特区構想の推進と、生きがいを持って活躍できる労働者を増やし、大阪全体での課題である人材確保にも寄与できればと考えている。

大枠のところでは違うということがあれば、色々ご意見をいただき、今後議論ができればと思っているという話がありました。

次に資料3の新労働施設の平面図に関して、ご説明いただきたいと思います。

有 前回会議では時間切れであまりお話ができていませんでしたので、改めてお話をしたいと思います。

資料3の新労働施設の平面図をご覧ください。

令和3年度に基本設計ができており、それをベースに今後どうしていくのかということについて、事務局からの話、それから個別のヒアリングインタビューの結果を受け、具体的には進めていきます。

この資料の表面を見ますと、元々あった基本計画の2階から屋上の図面がありまして、裏面に1階と西成労働福祉センターとあいりん職安の仮移転施設図面を配置しています。

ポイントとしては、この1階の部分については先ほどの今後の方向性の中でも話があったように寄せ場とかオープンスペース待合に関して、もう少しワンストップ相談窓口の機能を充実させていくというような流れで検討できないかということ。

それから、後ほどにも報告があるかと思いますが、840平米のオープンスペース待合の面積、それから共用会議室の面積について、指定がありましたのでそれを含めて今後具体的に検討していかないといけないということ。

ただ、やはり面積減という部分が先立ってしまって、ある意味マイナスの視点から検討するというのは私

自身も嫌だなど思うので、できる限り効率的にというか、より積極的に良い空間を作っていくためにどうしたらいいのかという視点で色々と検討を進めていきたいと考えている。

そこで個別のヒアリングインタビューでもお話しさせていただいたのですが、資料3を見ていただくとわかりますように、令和3年度の案ではオープンスペース待合が1階、2階、3階に分かれていて、オープンスペース待合の合計面積が全体で約1,400平米あります。

1階が700平米、2階が550平米、3階が100平米ほどとなっていて、空間的には2階と3階が使いづらい状況だと思っていました。

新たな一つの案としては、それをなるべく1階に集約するという方向でより使い勝手は良いものにならないかなと考えているところです。

つまり、新たな案では1,400平米が840平米になるわけですが、1階に集約することでより使いやすくないかということを検討いただきたいと前回お話しさせていただきました。

それとですね、共用相談室、会議室、倉庫等についても現行では550平米ぐらいありますが、これについても面積の減を検討しなければならないという状況。

つまり施設全体を通して、1,000平米近くの面積を確認・整理していかないといけないというような状況になっています。

とはいえ、ここまで何度かお話していますように面積の減、マイナスということばかりを取り上げるのではなく、より使い勝手の良いものになるようする。それをどこまでできるかということについては、ぜひ皆様も見ていただきながら、これでどうだろうかという確認ができるよう具体的にイメージがないとわかりにくいかと思しますので、今後は実際に図面を作って皆様に見ていただきたいと考えているところです。

まずポイントの一つは、オープンスペース待合を840平米に近い形で1階部分に持ってくるということ。

それから、現行ではインテーク窓口が30平米ほどと、西成労働福祉センターの紹介ブースが1階にありますが、例えばあいりん職安など、様々な主体の方々も1階に集約してなるべく一つに繋ぎ合わせるようなことができないかということについて、できれば検討を進めていきたい。

それともう一つ、つまりどこでそれを持ってくるのかということについては、今のこの図面でいうと、1階の手前の駐車場のピロティ部分となる約600平米を建物の中に入れ込むことで、1階面積を600平米増やすということを検討したい旨を、前回の会議でもお話をしたかと思えます。

この案でいくと600平米のプラスになるので、2階にあるオープンスペース待合を1階に持ってくることができ、2階、3階に配置していた西成労働福祉センター、あいりん職安を1階に持ってくることもできる。

また、さらにできれば検討したいこととして、オープンスペース待合を柔軟に使えるスペースとして、相談機能とか、企業のためのユニットであるとか、それから場合によっては子どもを預かるスペースにすることもできるかもしれない。そういう柔軟に使える面積というものも確保したいなというふうに考えています。

ただ、このような形になった場合は、1階に様々な機能を寄せ集めてくる形になり、駐車場のスペースが足りなくなりますが、やはり35台分の駐車スペースは最低限いるだろうというお話もありました。中にはそこまでいらぬのではないかって話もありましたが、今回の検討要件としては35台分を確保したいと思っています。

その場合、この敷地内で35台分の駐車スペースを確保できるのかどうかということがすごく懸念されることです。

特に緑地面積を確保しないといけないということを考えると、例えば1階の緑地予定だった箇所を駐車場に充てることによって緑地をどこかでまた担保しないといけないってことにはなります。それも含めて具体的に検討を進めていきたいと思えます。

前回の会議や、個別のヒアリングインタビューの中では、早朝求人などで駐車場利用が一時的に増えて仮

に全部埋まってしまう場合、バッファーと言われる多目的広場に駐車場を確保してはどうかというお話をしたかと思いますが、今回の提案では、ひとまず南側の労働施設の中だけできちんと必要台数を組み込んでおこうということで、35台を南側で確保する形で進めていきたいと思っています。

それから会議室等につきましては、現行では各主体の施設の中に会議室がそれぞれで用意されているわけですが、個別施設の中に会議室を用意するより、それぞれが融通し合いながら随時柔軟に使えるようにしてはどうかということも具体的に検討していきたいと思っています。

その他にも、色々施設を組み込んでいきますので、先ほども一番初めに言いましたように、面積減だからということで、削っていったら本当は使い勝手が良かったのに使い勝手が悪くなったなど言われたいような提案の方に持っていかねばと思います。

ただ、具体的にイメージを示さないとわかりにくいと思いますので、至急にこのイメージを図面として作成し、皆様に見ていただくようにしたいと思います。

具体的にいつぐらいになるかということは、今後のスケジュールの言っておきますので、よろしくお願いいたします。

有 既に説明がたくさんあって、全部しっかり受け止めていただくのが難しい部分もあるかもしれませんが、まだもう少しだけ説明させていただきたいところがあるので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

府 続いて、今後のスケジュールということについて、大阪府から説明をお願いしたいと思います。

府 今後のスケジュールについて大阪府から説明をさせていただきます。

スケジュールというのはこちらの目安というところで、皆様のご意見をお聞きした上でということには当然ですが、次回1月の労働施設検討会議で会議としての意見がまとめられればと考えております。

しかしながら、ご意見が多数出てきて、まとめるために時間を要する場合には、2月に引き続きような形で意見をまとめていければというところで進めていきたいと考えております。

その後、労働者検討会議としての意見がまとまりましたら、府の内部議論である建築費の協議の方に取っかかりたいと思っています。

こうしたことを一つの目安として考えております。

有 次回1月の労働施設検討会議で意見の集約をしたいというお話でした。

新労働施設の平面図についても、1月の会議では先程説明しましたイメージで作成し、皆様に共有したいと思いますのでよろしくお願いします。

府 続いて、今日の説明の中で一つ残った課題として、オープンスペース待合や共用会議室、駐車場の面積、そして国としてのあいりん地域への関与の考え方について、大阪労働局からご説明をお願いしたいと思います。

国 まずこの間、国・府共同スペースや共用会議室等につきましては、1,400平米と令和3年度当時に既に示されていたにも関わらず、当時に厚生労働省と踏み込んだ調整もできず、大阪労働局として言うべきことをしっかりと発言できてなかったということにつきまして今回改めてお詫び申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

そのうえで過去の経過から説明させていただきます。

旧センターが建設された当時は、国の負担が6%、雇用促進事業団が60%を負担していました。その後、雇用促進事業団が廃止され、その事業を継承した雇用能力開発機構も廃止され、建設当時にあった国の事業、いわゆる雇用福祉事業というものが同機構の廃止により事業も廃止となったという背景があり、新労働施設の寄り場についても、国としての負担が大幅に制限されていたといったというのが令和3年度の状況です。

また、共用会議室につきましても国の基準があり、一時的に貸し出しできるようなものをハローワークの設備としては持つことが認められておらず、あいりん職安の専用ではない共用会議室を令和3年度当時から

持つことができない状況だったということについても、労働局の方から発言できていなかったということについて併せてお詫び申し上げたいと思います。

しかしながら、この間これまでの経過を踏まえまして、この地域の方々にとって寄り場は非常に大切なものなのだというご意見を反映させるために何度も厚生労働省に足を運び、要望や協議を行いまして、国・府共同スペースにつきましては、日雇手帳所持者数の減少などはあるものの、令和元年度から令和3年度と令和4年度から令和6年度の減少具合を比較し、近年は減少幅が小さくなっているということや、手帳を持たない日雇労働者も一定数いらっしゃるということを何度も説明をし、十分とは申しませんが国として一定のスペースを確保する必要があるということについて厚生労働省から理解を得ることができたというところで、今回の基本計画見直しにおいてはオープンスペース待合 840 平米を事務局案として提案させていただいたというのがこれまでの経過となっております。

この 840 平米につきましては、地域の皆様に検討の過程をお示しすることができておらず、唐突な提案に感じさせてしまったことにつきましては反省すべきだと思っています。

ただ、先ほど有識者からもご説明あった通りで、国・府共同スペースにつきましては、この 840 平米を 1 階に集約することで利用される皆様にとって有益なものとするという方向性で検討しておりますのでぜひご理解いただければと思っております。

また、会議室につきましては求人説明会など、入居施設の事業に関連するという要件、あとは入居施設同士におけるケース会議、合同の打ち合わせなど、利用可能な会議室を用意できるよう現在検討中であることをお知らせさせていただきます。

駐車場につきましては我々としても早朝の求人の状況を実際に確認し、その状況を厚生労働省に伝え、要望した結果、令和3年度当時の基本設計と同じ台数を維持できるという見込みです。

こうした状況ですが、総じて申し上げたいのはあいりん地域の労働対策に今後も国として関わっていくところは変わらないということをご理解ください。

日雇労働者はもちろん、課題として挙げられている不安定就労者など様々な要因を抱えて就職困難な方々に対しても新労働施設において支援を実施していくところを念頭に、地方公共団体と一体的実施事業で参画できるよう検討を進めておるといところです。

新労働施設ではワンストップ相談窓口として入居する各施設だけでなく、地域の民間組織とも連携した支援が検討されていますが、労働局としましても近隣のハローワークや出先機関など既存の施設の仕組みを活用することも含め、多様な利用者に対して就労支援を確実に実施できますよう、取り組んでいきたいと考えています。

また、日雇労働に関しましては、まずあいりん職安で求人を受理していく努力が引き続き必要と考えております。現状では西成労働福祉センターに担っていただいているというのが現状ですが、ハローワーク職員による事業所訪問やパトロールであいりん職安または西成労働福祉センターに雇用する側のルールに則った上で求人を出していただけるよう勧奨することで求人の適正化を図っていきたくと考えています。

そうした取り組みの中で求人事業者による法令違反を把握した場合につきましては、必要に応じて労働局内の部署ともしっかり連携して、労働者の皆様が安心して働ける労働環境の整備を行っていきたくと思っています。

その他、これまで日雇で働いていたが一般就労を希望する方に対して常用化促進の窓口で一般就労に向けた支援を行っていきたくと考えております。

労働局としましては新労働施設において各入居施設と連携し、日雇労働者に対して支援の充実を図っていきたくと思っていますし、日雇以外の就労を希望される利用者に対しても新しい機能である一体的実施事業で一般職業紹介を中心とした支援を実施していきたくと考えています。

最後になりますけれども、我々としまでも新労働施設を求人者、求職者両方に集まってきてもらえるより良い施設にしていきたいという思いは地域の皆様と一緒にですので、利用しやすい施設、利用されるハローワークを目指して頑張っていきたいと考えております。

長くなりましたが大阪労働局からは以上です。よろしくお願いいたします。

有 私達からの説明は以上です。

非常に盛りだくさんではありますが、委員の皆様からお気づきの点など、ご意見を伺えればと思います。いかがでしょうか。

→ 前回の会議でも言いましたが、釜ヶ崎に賑わいを取り戻していくためには、今からでも遅くありませんから、旧センターの解体工事をやめてシャッターを開けて労働者にとって使い勝手の良い施設にリニューアルすれば、全国から労働者が釜ヶ崎に集まって、労働者の街として賑わいが取り戻せると思う。だから今からでもセンターの建て替えを考え直してほしいと思っています。

それとあと二つあります。

萩之茶屋中公園と同じように花園公園も誰でも入れるような公園にすべきだと思います。花園公園は鍵かけていますし、萩之茶屋北公園は塀を高くして労働者を排除するような公園になっているのは許せないことだと思っています。

それから最後に、萩小の森のところにガラス張りの建物がありますが、あれは何のためにあるのかと地域の労働者に聞かれました。あれを撤去すればもっと広く労働者が使えて、開放してもらえるなら今日みたいに寒い日に、そこで将棋ができるかもしれない。撤去するのか建物を開放するのか、どちらか対応してほしいという労働者の声がありました。

この3点について意見させていただきます。

有 1点目については既にこの会議で長い間議論してきて、一定の結論が出ています。

したがって、要望としてはお受けしますがそれを変えることはもうできない状態だということでご理解ください。

それから、花園公園の問題と、萩小の森の問題については非常に大事なご指摘だという認識はしておりますが、これらは労働施設検討会議のテーマではなく公園検討会議のテーマなのでそちらの方に申し伝えておきたいと思います。

あといかがでしょうか。

→ 大阪労働局からの説明がありましたが、その中でやっぱり日雇労働者が新しく入ってきても安心して働けるためには日雇手帳を皆が使えるように勧めてもらう。あるいは日雇雇用保険なり、健康保険なりを、企業が負担するような仕組みを進めてほしいと思う。せっかくある制度なのにそれがきちんと利用されていないということが一番労働者にとっては負担になるので、そういうことを考えてほしいと思います。

国 制度の周知に努めてまいりたいと思います。

有 今の話に関連して、今はスマートフォンを持っている日雇労働者も増えていると思う。

もちろん中には持っていない人もいますが、多くの方がスマートフォンを持っている状況を踏まえて、日雇手帳をスマートフォンでも使えるような形にできないのかなと思う。要は今の時代にふさわしい形で電子版の日雇手帳も選択肢の一つにあってもいいのかなと思っています。

→ 保険の不正利用について、業者を取り締まる必要があるからと、とても複雑で業者が扱いにくいような形で規制してきたと思っている。もちろん不正を正すのはいいけれども、実際には事務作業に時間がとられてしまって制度をちゃんと使えない業者がいるような側面もあると思う。

不正を取り締まることは良いけれども、業者が使いやすくなるような改革を一度考えてほしいと思います。

国 この場で、「はい、やります」とは中々言えないので、持ち帰らせていただいて、地域からこうしたご意見

をいただいているということを上申いたします。

→ 持ってない業者が多すぎる。

国 はい。承りました。

→ あいりん職安で求人開拓を頑張っているということですが、具体的に今までに、年度ごとでいいので何件の求人を開拓して公開したかということをお教えいただけますか。

国 令和6年度に1件、職業紹介が成立しております。求人としては5件いただいていたのですが、職業紹介としては1件という状況。

→ そういう状況については国としてどう考えているのか。

国 全然十分ではないと思っております。

→ だからどう考えているのかをお教えしてほしい。この状況を打開する対策は何か具体的に考えておられるのですか。

国 印紙購入通帳を持っていただいている事業所を訪問するたびに、求人を出していただけるように依頼をしています。

→ 事業者から求人掲載を断られるというのはどういう理由で断られるのか。

国 もう既に西成労働福祉センターに求人を出しているのでも、重複してあいりん職安にも出す必要がないだろうというようなご意見があると聞いています。

有 こちらも大事なテーマだと認識しています。

これまでこの労働施設検討会議の中で議論してきて、国からは同じような回答をいただいている中で、何か積極的に求人事業者を増やす手立てはないのかなという議論は今までもしてきたつもり。

これは引き続きしっかり議論していくべき課題だと認識していますが、今日の本来のテーマとはずれますので、この議論はこれで終わらせていただき、改めてしっかりまた議論する場を用意したいと思っております。ご理解ください。

→ スペースの問題じゃなくてやっぱり中身ですね、内容の問題についても、もっと積極的に考えてもらいたいと思います。

有 はい。どうもありがとうございます。

→ 委員に質問したいのですが、ずっと前から言っている地方自治体と国の一体的実施事業をやるってやっていることを理解されていますか。そちらの方が大きな前進になるわけですよ。だからそのことを本当に理解されているのかなという思いがずっとある。

→ やるという言葉だけじゃしょうがない。

→ 言葉でまず始まるわけでしょ。そういう枠組みを作るって言っているのだから。そちらの方に関してのコメントが1回もないですからね。本当にその部分を聞いてないのではないかなって気がしてしょうがない。議論を急ぎましょう。

→ 前回の会議の後、私は複数の団体に属しているので、会議の報告を持ち帰って、私の属している団体にできるだけ行って、報告をして、意見を聞いてきました。結論から言うと、私も説明しきれない内容でした、今日の報告含めて。なぜかというと、労働施設についての出来上がった絵面っていうのは、その基本設計の令和3年の時点で止まっているんです。我々もあの時点の図面を大きく拡大して、ことあるごとに展示をしたり、説明をしたりしてきた。

その中には、エスカレーターもあり、寄り場もあり、こんな立派なのができるよということを散々言ってきた。それ以降、確かにいろんな状況の変化がありました。ただし、労働施設検討会議としては、その後、具体的な変更っていうのはなかったと思う。今年度に入るまで。それは間違いありませんよね。

有 今年度の頭ぐらいまでですね。

→ その間です。前回の会議以降、大阪府、労働局と別途、お会いする機会がありましたので、お話もさせていただきます。

その中で私も理解できたのは、その会議でこの労働施設検討会議で話し合わなかった期間を、行政間や有識者の先生方といろんな話をし、検討を重ねてきた上で、このような話になってきていると。その上での提案だということはわかりました。

ただ、我々委員としては、少なくとも私としては、寝耳に水ですよ。どういう経過で、どんな理由があつてこうなりました、丁寧に、それこそ有識者から説明がありましたけど、そこに行き着くまでの議論はなかったわけですよ、提案は出されていますけど。

地域の意見など聞いてられるかっていうふうに思われているのではと感じる。

ですから、話戻りますけども、言うたら大きな変化、変更だと思うのです。

というのは、令和3年の基本設計は、先ほど労働局が言われたけど、色々と検証はできなかったけど、あの時は認めた。大阪府もあの当時はこれでいきましょうと認めていたはず。あの時点では、この会議の中で皆様がこれでやっていましょうと。細かいことはこれから。という段階だったと思うのです。

前回会議の提案を持ち帰って、今回あちこちの団体で報告したが、やはり伝わらない、わからない、何でこうなったのかとなってしまう。我々の絵面として映るのは、面積が減らされているということ。

私は団体を代表して会議に参加しているから、ちゃんと理解できないと説明ができない。私の立場についてわかってもらえますか。

有 わかります。

→ 今日出されたものをそのまま持ち帰って、こう決まりましたとは言えない。また同じものを持ち帰って、こんなこと言っていたけどどうするかという相談をしないといけない。なのでどうしたものかなと思っ

ています。もう一つ、改めて感じたのは労働施設の議論は元々、もう随分遡るけど、旧センターのように、様々な行政が壁を越えて、一つの建物で協力できたらいいねという理想があります。ただ、色々やっていく中で、行政間で、同じ建物の中で合築はできない、最終的に市の土地と府の土地があるから、労働施設は、最終的に府の土地でやりましょうとなったわけです。その中で労働施設は考えていく。議論は大阪市の上にかかる部分は、別枠で話をする。俺は個人的に納得いかなかったけど、その中で何回も何回も出てきたのは、安心安全と労働の香りがするものということ。

散々、大阪府の立場から言われて、私はいろんなものをミックスしたらいいのにと思うのだけど、でもやっぱり、物理的に分けないといけない。議論を分けないといけない。私は個人的には泣く泣く分けた議論で話をする一方で、有識者がよくご存知のワンストップ相談窓口という形で、どんな形が必要なのか。これは労働施設の議論の中で出たインテーク窓口の拡大版だと思う。

今、現に西成労働福祉センターが、労働の相談だけでなく生活の相談、生活者も含めてね、窓口で問題があれば対応する。もちろん権限はないから、他の行政窓口や、地域の団体に紹介するっていう形も含めて相談を受けている。これをもっとしっかりやりましょう。インテーク窓口の中で、労働だけでなく、福祉生活支援をできたらいいねという話になっていた。

私の中では昔の西成労働福祉センターは看板だけ労働福祉と言っていたけど、実際は旧センター時代には福祉要素はなかったと思う。大阪社会医療センターが上に乗っているだけで、労働施設には福祉の部分がないわけなんです。でも俺の中では、今の議論が進むのであれば、新しい労働施設は、真の意味で看板負けしない西成労働福祉センターになるべきだと思う。でもこの会議ではそこまでの議論がなかったと思うのですよ。

有 どの時点まで。

→ この時点まで。

有 これまでも就労福祉支援と連携しながらやっている。

→ 具体的に今まで散々、労働の香り、労働施設、府と国ということで、ある意味制限をかけながら、労働施設としての議論をしてきた。でも後半から新しい機能も、福祉も入れ込もうというのであれば、その福祉の機能というのがどこまで入ってくるかっていうのが私は知りたい。

それを今後、説明する中に、これだけのものが入ってきて、そのためにはこれだけ床面積がどれぐらい必要とか。そのためには今まであったものを違う使い方をする。でも、これは労働だけじゃなくて、福祉にも必要だし、これはしっかり結びつくのだと。そういうことまで説明があれば、私自身は反対する理由がない。手狭ではあるけど。

そもそも大阪市は北にあれだけ土地があるのに、そこで指導せずに労働施設に割り込んでくるわけです。私から言わせれば。やろうと思ったら、100%大阪市の土地でやればいいと思う。だけど、労働施設の中に入ってくるのであれば、しっかりとした福祉の働きをしてほしい。連携してほしい。それがもし見えたら、私は説得というか、他の人に対してもこんな良いものができると言える。

だから寄り場も、今まで言っていたものよりは減るけど、でもこれはこういうふうに活用されるんだっていうところまで理解したい。ただ、残念ながら、今の段階で私はそういうふうに説明できない。これから入るであろう連携の部分が見えてこない。

一体的実施事業についても具体的にどういう連携をして、どういう窓口があって、あるいはどういう床の使い方があって、こうなるのかとか、そういうのがもうちょっと見えてこないと、ワンフロアで収めた方が、利便性がいいってさっき言っていたが、それでちゃんと機能するのか、そこに何が入ってくるのかわかれば、それでは足りないのではという意見を出すことだって考えられるわけです。

だから議論するには情報が足りない。これで良いですか、ダメですかと聞かれても、残念ながら今の段階では答えられない。もうちょっと内容を見たい。そうじゃないと私も理解できてないし、持ち帰れないと私は思っています。

→ 労働施設というのが、日雇のこともばかりを考えているというか。最初から私は障がいのある方であるとか、そういう方の労働のことも考えて、労働施設を考えるべきだと思って、色々発言してきたつもりです。

例えば、就労支援B型の作業所であるとか、A型の作業所であるとか、そういうところも労働のための施設であるわけだから、そういう方に対する色んな話し合いの場を設ける、相談の窓口を設けることだって必要だと思うし、女性に対しても必要なことなので、何も日雇の方が千人で下げ止まりっていうのが何人になったとしても、それが労働者の全てであるとは思わない。

だから、やっぱり先ほど委員が仰ったように、福祉の立場から労働者を考えたときには、この労働施設は狭くする意味なんてないと思います。

女性が子連れで相談に来たときに託児所を作っておくとかそういうことも考えたら、これ以上の広さがあるわけだし、今、サポートティブハウスでも、結局、若い方の中には障がいのある方も多くいて、色んな支援がないと仕事が続けられない方がすごく多い。そういう方の色んな相談をするのに支援者がいて、支援者とともに色んな相談をできる場所が必要だと思います。

今現在、B型の作業所なんか本当に悪質なところが増えている。そんな中で、本当に障がいのある方に寄り添って、その人たちが仕事をするために、生きがいを持てるようなところを探そうと思ったら、色んな施設や機能が必要になってくると思うので、何も日雇の方ばかりの労働施設にする必要はないと思います。

有 仰ることはわかるのですが、機能の話と面積はまた別だと思います。

→ ちょっと疑問に思ったのは、まずこの労働施設検討会議の中で、建物の設計というのを先に進めて、設計が終わった段階で中身の運用の話をしていきたいと思いますという順番で語られているけれども、これはちょっと

おかしいのではないかと思います。

労働施設検討会議の中でも例えば就労が困難な方などの就労問題については皆様共有されていると思いますが、そういうものも含めて相談窓口から次の支援にどう繋いでいくのでしょうか。

相談者の中で一般就労を希望する人も多いと思うが、生活保護の関係、生活保護を取得したいという相談や、障がいを持つ方が多くなっているのです。そうした障がいの相談、それから生活困窮の相談とか、そういうものも比重を占めると思います。

そういう相談に対して、相談窓口の回答として区役所に行きなさいとか、他の場所に行きなさいというような相談窓口ではなく、もっと効率的にすぐ繋がられるようなそういう仕組みが必要だと思っています。

そういう意味では、例えば生活保護だとどうしても分館に行くようにとか、それから障がい福祉だと区役所の5階の地域福祉課とか、生活困窮だとはぎサポートとか。

そういった所が具体的に挙げられますけれども、こういうものが窓口の近くに来て、効率的に繋げることができないのかということは、常に考えています。

ですから、南の労働施設のことが今検討されていますけれども、南の労働施設の中か、あるいはその周辺、あるいは北のエリアも含めて、本当に必要な分館とか、地域福祉課の出先とか、それからはぎサポートとか、具体的に名前を挙げさせてもらいましたけれども、そういったことも組み込んだ上での設計が必要になってくるのではないかと思います。そういう中身も含めての設計ということだと思います。

→ ちょっと言わせてもらいます。この間、何遍も同じことを議論しているとは思いませんか。

というのも、最初の頃の労働施設検討会議ではゆっくりしたペースで議論をやっていました、それはそれでしっかりした議論をやるということでも大事なことだったかもしれない。

だけど時間がこれほどかかると流石に委員も変わっていきます。各委員にとっては、当然ながら言いたいことを意見としてしっかり述べる、それは当然だけれども、結局同じことを繰り返しているわけです。

申し訳ないけど、細かいニュアンスはともかくとして、何人かの委員が意見したようなところは、基本的に既に議論した上で今日まで来ていて、今回で72回も会議をやってきている。

そうしたことをもう繰り返さないような形でとにかく進めてほしいなと思います。他にも委員がそのうち変わっていくし、代理で来る方もいるでしょう。そうすると、また同じことの繰り返しということになるのではないかと。先程のあいりん職安の話もそうですが、これ以上議論を繰り返すのはやめましょう。

有 たくさん意見いただいてありがとうございます。

色々と議論はありますが、福祉的な機能の話については、新労働施設は日雇労働者だけのための施設では決してありません。それは基本的な考え方として何年も前から確認してきたはず。

女性、若者、それから色々な障がいのある人たち、そして外国人もしっかり相談対応をしていく。実際そういうことの一部は、西成労働福祉センターでも既に相談を受けているし、支援もやっています。

それをさらにもっと一貫した形で、そしてそれを新労働施設ではワンストップ相談窓口という仕組みで更にやっていこうということは、既にもう議論が終わっている話です。

ただ、具体的にどこまで進んでいるのかと言われれば、まだまだ詰めるべき課題はいっぱいあります。

とはいえ、新労働施設が実際動くまでにはまだ5年ほど先の話なので、そこまでにしっかり時間かけてやりましょうっていう合意も取れているはずだと私は認識しています。

だから今いただいた問題提起は全然無視しているつもりではなく、非常に大事な課題として我々認識しているということを是非ご理解いただきたいと思います。

また、就労福祉検討部会の方では支援方法とか、対象者をどうするかっていうそのの部分についても、非常に丁寧な議論をしていますが、それも有識者を座長にして進めてきたわけです。

そこで出た意見をしっかりこの労働施設検討会議で受け止めるということも、確認済みのことですので、

是非ともその辺りのことをご理解いただければと思っています。

また、支援というのは紹介することに終わってしまいがちですが、問題は就労体験とか働けるような場を、新労働施設の中に全部を入れ込めないですけども、新労働施設とその周辺地域で確保するという事です。

これは民間の色々な支援の組織、または事業者も含めてご協力いただけないとできませんが、そういった絵姿は今後しっかり検討する必要があるというふうに思っているところです。

→ 委員は、日雇労働者のためだけの施設ではないのに、なんで日雇労働者の現状が労働施設の面積減少に繋がるのかというふうに仰っていたと思う。

言い直すと、面積減の根拠として日雇労働者の数が減っているからということですけど、日雇労働者だけのための施設としては新労働施設を考えてないと皆で議論をしてきたにもかかわらず、何で日雇労働者の現状だけで、新労働施設を小さくするというような話が出てきたのかという質問をされていたのだと思うので、そこのところを答えてもらいたい。

それと、もう一点私が言いたいのは、労働局から謝罪があった件についてです。

まちづくり会議も労働施設検討会議もそうだけど、私達はボトムアップのまちづくりということで、集められて、色々話をしてきたと思う。でも、この間この労働施設検討会議では会議が行われていない間に議論が進み、いきなりまた会議が始まったと思ったら、基本設計を変えるという話になったと感じている。それはどういう風にしてそうなったのかと。

まちづくり会議という全体のシステムの中で、ボトムアップってなんていうのは、まるっきり嘘だったということになりませんか。

結局、行政の中だけで話をしてそれを地域の委員に持ってきて、この条件で飲んでくださいというやり方になってしまっているのではないですか。最初の頃と違って。

そうしたことについて、有識者の方々も、ずっとこの場を作ってきたのだから、何か考えていることがあるのであれば、それに対して答えてください。

有 二つご意見あったと思うのですが、1つは、日雇労働以外の多様な人たちのニーズを受けとめていくことを勘案すれば、新労働施設の規模を小さくするのはおかしいのではということですか。

基本的にそれぞれの求職者、あるいはその相談される方たちの利用時間は少しずれることを想定しています。日雇労働者の求人求職活動は基本的に、早朝の5時から8時に行われ、もちろんそれ以外の時間もありますが、そこは求人求職での利用者の数が少ないと想定。したがって5時から8時で、515.8人というそんな人数を基準に1人当たり1.62平米、ちゃんと余裕のある利用面積というふうな観点で、840平米と出したわけですけども、実際には朝5時から8時までの間に常に515人の人がそこに集まっているわけではなく、三々五々で来ては仕事が決まって、マイクロバスで移動していきます。そういう意味では例えば一人の滞留時間が30分だとすると、515人割る6ですよね。それで計算すると大体平均30分の間、人が滞留しているのは85人程度となります。

そういうことを考えれば、余裕をもって求人求職活動はできるだろうというふうに私達は考えています。

また、それ以外のいろんな課題を抱えている人たちの仕事の紹介、相談については、もちろん早朝に来る方もいらっしゃるかもしれませんが、だいたい9時から遅くても17時ぐらいまでの間ですので、それはきちっと別の窓口を設けて受け止めるものを作っている。比較的、共有スペース、仕事の紹介等々をやる場所が昼間は空いているので余裕を持って、色々な課題を抱えた人たちの相談も受けられる面積は十分あると私達は判断しています。

もう一つのご意見については、あいりん地域において日雇労働者や色々な課題を抱えている人たちの求人求職活動が変化していることについて、現状を把握するには時間がかかったことによる対応の遅れが1つの要因になっているかもしれない。

→ 会議の流れとは少しずれる部分もありますが、先ほどの委員の発言に対して色々考えました。確かに私もこの会議の途中から参加してから今で3~4年ぐらいで、だいぶ後から参加したんですけど、それでも、既に何回も聞いたなという話がたくさんあります。

ただ今回、面積が変更になったというのは、当時の状況と変わったからというような意見もあったりする中で、我々としては逆に新しい要素を盛り込むチャンスでもあるのではないかと思う。ネガティブなところだけ議論するのではなく、逆にそのときにない新しいニーズみたいなことを訴えるというのは当時よりも酷くなっているっていう現状もたくさんあると思うので、委員お二人の発言も一つの正当性があるのかなと感じました。

有 私も委員お二人の発言をもうやめてくれっていうのは全然ないんです。これはちゃんと理解しておいてほしいと思う。そういう問題意識は、他の色んなテーマに意識を移してしまうと確かに意識の外に少し飛んでしまうことがあるのは事実です。もうそういうときにしっかり改めて提案いただくのは、むしろありがたいことだと思っています。

支援する側の大きなネットワークを作る中で、単に支援するというよりもその当事者自身が元気になって、主体的に次の動きを作っていくような仕組みをどう作っていくのか。

そういう話もさっきされたと思う。それは新しく提案されたものだというふうに私は理解しています。

そういう意味では、今仰ったように、これからやるべき新しい課題の提案は非常にありがたいので引き続きよろしくをお願いします。

→ いや、ワンストップ相談窓口っていう形で、福祉的な要素が新しい労働施設に入ってくると言って、結果が縮小なのだから、そういう言い方はおかしい。

何かを新しく入れ込んできたときに、その分が大きくなるのかっていったら、決してそうじゃないのだからそういう説明はおかしい。

有 皆様の意見を聞きながら気づきもありました。

私は絵を描く役割なのですが今思っていることとしては、令和3年度にできた基本設計というのは皆様の積み上げで何とかああいう形になってよかったなと思いつつも、やっぱり840平米の問題であるとか、会議室の問題であるとか突き付けられたときに、私としてはまた考え直さないといけないという思いがありました。

ただ、状況変化も含めて皆様が思っていたことや、昔はこう言っていたけど中々実現できなかったなということも結構あったので、そういう意味でいうと今意見いただいていることを集約したら良くなるのではというふうに思うことも絵を描く側としては実はあります。

だから何とか前向きに皆様に提案できないかなと思っています。

でもそれが面積減だから全てNGっていうふうに持っていきたくないの、少なくともプラスにどうしたらできるかということを生懸命考えようと思うので、是非皆様のご意見をいただきたいなと思います。

今イメージしている1階への機能集約で、皆様の意見に少し近づくのではないかとということもあるので、早く見ていただけるようにしたいと思いますし、また個別にご意見をいただきながら、修正させていきたいなと思っています。委員の思いもすぐわかるのですが、面積が減ったから全てNGとにならないように持っていきたい。

面積が減るっていうことよりは、むしろ効率的に上手く機能させる形にできたらいいなと思っています。

→ 何よりも有識者の皆様がそういうことをちゃんと考えてくれているのかという不信感が芽生えてしまっていて、どうしようもないのですよ。他の有識者の方のご意見も聞かせてください。

有 この間、ボトムアップで色々ご意見いただいている、引き続きご意見をいただきたいなと思います。

例えば、新労働施設の中に区の事業を入れていく。これは実際に実現すると確定はしてないと思いますが、

実現に向けて今、協議しています。

これは地域からたくさんご意見をいただいてきた中で、分館機能を入れ込んでいくかどうかとか。そういった話は、前向きに検討されているということが事実です。

ワンストップ相談窓口の議論も地域から声が上がってきて、それをどこに入れようか。労働施設の中に入れようと、これも皆様のご意見の中で、出てきたものです。

面積というところでは地域の声十分に反映できてない部分もあるかもしれませんが、機能面、それから一番大事なのは行政間連携、これについては本当に皆様の声があって初めてそれが実現する形になっていると思いますので引き続き声を上げていただきたいと思います。

先ほどですね、委員のご意見で、一体的実施事業とかワンストップ相談窓口などのイメージを詰めていく前に面積の議論をするのは順序逆じゃないかという話がありましたが、それは私も同じように考えたことはあります。

ただそれは、行政の事情として予算を確保してできるだけ速やかに新労働施設を建設したいという背景があります。そのための議論がなかなか煮詰まらなければ、いつまでたっても建設ができないことになってしまう。

これは結局のところ労働者、あるいは利用者の方に不利益になるかなというふうに思いますので仰ってる意味はすごく私も理解しますし、そうなればいいと思いますけども、行政の都合というのもありますので、その中で総合的な判断をしていかなければいけないと思う。

ただ私も思っていることがあるので少し踏み込んで発言すると、一体的実施事業やりますって仰ってるけども、具体的にはどんな一体的事業なのか、どことどこがどういうふうに連携するのかという中身は、正直に言えば実はちゃんと詰まっていません。

なので、私もこれは出来るだけ速やかに詰めないといけないという問題意識は強く持っていますし、この間、そういったことをちゃんと検討していきましょうということは言っています。

足りないかもしれませんが私も私として声を上げているので、ワンストップ相談窓口についても同様ですが、新労働施設の基本計画を早く具体化していかないといけないし、その中で面積については合意形成を急がないといけないということで、今はそこに集中した議論をしています。

これがある程度固まれば、次のステージに移っていきたい。

次のステージというのは、機能の話というのをきちんと詰めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

有 先程の話の補足です。

本来は皆様のご意見を聞いてどういうふうに使いなすのかということを受けての設計だと思うが、面積減などの流れの中でやれることとして考えたのが、今回のフレキシブルな部分を作ろうっていうこと。

実際には時間が経っていく中で使い方変わるだろうということも含めて、自由度の高め、変更できる部分を増やしましょうっていう形にしています。

ベースは作るけれどもその後の自由度を高めることで、その時に応じて使いやすくすることを計画の中に入れてあります。まだ足りないところもあるかと思いますが、そういう配慮はしようと思っています。

有 ありがとうございます。私は労働施設検討会議に入った有識者の中では、一番年数が短いので、あとからいろいろご説明を聞いて理解した部分が多いというのが実態です。

面積の縮小やそれからするべき説明がなされていなかったというような労働局のお話もありましたけれども、私自身は戸惑い、驚きがありました。

また、委員が今日、私にとっては結構踏み込んだご発言をいただいたのかなというふうに思いました。それは、地域に持って帰るときにご自身も、地域の皆様の納得感を得る、あるいは納得まではいかずとも理解

が得られるかどうかの基準として、例えば面積は手狭になったとしてもそれを超えるだけの良い部分が見えたら反対する理由はなくなるというところまで仰っていただきました。

それが見えたらというのはどんなものでも良いというわけではないと思いますが、ええもんやったら反対する理由はない、あるいは地域に持ち帰ってご説明いただけるというご発言をいただきましたので、できたら私自身は面積の話について皆様の納得を得ながら先に進めていきたいと思います。

行政の皆様、事務局の皆様、我々有識者ももちろん元々そういうつもりで来ましたけれども、振り返りながらも前に進む、あるいはみんなで納得感が得られるような良いものを目指すために、図面を有識者に書いていただくという作業に取りかかって、もちろんその変更は納得できないとか、この条件はちょっと地域に持って帰りづらいとか色々あるかもしれないけれども、手狭かもしれないけれどもこんなものを盛り込んだという絵を共有させていただきたい。

令和3年度の基本設計とは大きく変わっているじゃないかという意見は出てくると思いますけれども、例えば、今日の会議で有識者からの振り返りで説明したように、寄り場のところは1階部分に集約するとか、これは基本設計のときから変わっているけれども、良い変化だってあるかもしれませんし、前進と踏まえられるような変化かもしれません。

1階部分に集約するっていう条件の他にも、駐車場は35台をきちんと確保する。それじゃ足りないかもしれないとか、逆にそんなにいらぬのではという議論もありましたけども、35台という線ですべて議論は合意をできるよう進めてきましたので、その条件も入れ込む。

それからオープンスペース待合が840平米になるということで、ご納得を得られてない部分も多いと思いますけれども、一旦それで何を乗せられ、何を入れ込めるかっていうのを、図面を見ながらであれば、こんなものも入れられるんだっていう確認ができたり、あるいはもっと入れないといけないだろうとかも議論できると思います。

今言ったように、一旦、1階にオープンスペース待合840平米を集約とか35台駐車場とかという条件で一旦図面を書いてもらって、そこで確かに手狭やけれどええもんができそうだということであれば、その図面を一つのベースとし、とっかかりとして少しだけ議論を前に進めていく。同じ絵を見ながら議論を進めていくということができる。

もちろん場合によっては後退したりしながら、前進していくということもあると思います。私自身は会議の議題として、図面を議論の土俵に載せてみて、前進と後退を繰り返しながらでも進めていきたいと思っています。

図面を一度今の状況で起こしていただいて、それを議論の素材としても使うということで、会議の構成員の皆様方のご異論がなければ、そういうふうに進めていくということも検討いただけないかなと思っています。

有 十分にそれぞれの機能が果たせるだけの面積を確保した上で、中身も議論をし、施設の機能をどれだけ良いものにしていくかということについて、しっかりと今後、皆様と一緒に考えたいと思っています。

→ 地域の商店街、町会の代表として参加させていただいていますが、ずっとこの会議では、新しい施設の中身を充実させようということで話を繰り返していることは事実で、いろんなその意見をいただくことって大切だと思っているのですが、あまりにも同じようなことを何遍も議論しているという実感があります。

私からは、作っていくことだけではなく、壊す話のお願いをしたいと思っています。

旧センターは裁判が結審をして解体をする話になっていますが、旧センター周辺の今の風景としては、地方の壊れかけていた幽霊ホテルというような感じになってしまっています。

そのため、これを一刻も早く解体をしていただいて、地面整備をしていただき、できればまだ実際の建築にかかるのはまだ先だと思いますので、建設までの間に大阪市や大阪府が、例えばスポーツイベントとか、

何らかの展示イベントとか、もしくは音楽イベントでもいいので開催してもらえれば、この地域のイメージというのはだんだん変わってくるのではないかと思います。

そういった議論もできれば進めていただきたいということです。

有 確かに工事一辺倒で殺風景な状況が長い間続くのは非常に良くないですね。

地域に対してマイナスイメージが作り出され、さらにそれを増幅していくことになりかねないので、賑わい、あるいは活性化が感じ取れるような何らかのイベント等がある方が望ましいと思います。

それでは今日の議論のまとめに入っていきたいと思います。

前回に続き、今日も非常にたくさんのご意見いただきありがとうございます。

これを踏まえて次回以降の労働施設検討会議において、基本計画の見直しに向け、会議としての素案を固めていきたいと思います。特に、図面のことについていろいろご心配いただく発言もありましたので、これは先ほど会議の中で話したように、次回1月の会議には新労働施設の具体的なイメージを作成して、皆様にお示しさせていただくようにお願いしたいと思います。

また、施設並びにその機能の管理運営についても、今日はたくさん提案いただきましたが、今回はそこまでまだ踏み込めないと思います。建物竣工まで期間がありますので、本当に良い施設にするために皆様と一緒に議論を深めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。